

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 1月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)において、タンク側面に腐食が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	起動変圧器(1SB-1)用電力変換器において、測定値不良(測定値の精度外れ)が認められたため、当該電力変換器を交換。	GⅢ	
3	2号機	制御棒駆動水圧系配管に記載の配管番号において、配管製作図及び配管計装線図記載番号と相違していることが認められたため、当該原因調査・修正。	GⅢ	
4	2号機	非常用ディーゼル発電設備軽油配管において、塗装剥離及び腐食(4箇所)が認められたため、当該腐食箇所を補修。	GⅢ	
5	3号機	チャンネルボックス着脱機(A)使用済燃料プール壁面取り付けボルトにおいて、ボルト脱落防止用ワイヤリングの未設置(3段目フレームのボルト5本中2本)が認められたため、当該原因を調査。	対象外	
6	3号機	チャンネルボックス着脱機(A)可動台旋回装置において、電動機による旋回駆動不能が認められたため、当該原因を調査。 なお、通常使用する手動旋回は問題なし。	対象外	
7	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)入口海水配管部ヴィクトリックジョイント(伸縮継手)の点検期限を点検計画に基づき平成28年1月としていたが、他作業との兼ね合いにより点検工程の変更が必要となったことから、マニュアルに従い、検討評価し点検期限を平成28年3月まで延長。	GⅢ	
8	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系収集タンク(A)液位計において、指示値不良(タンクへ廃液を受入時指示値急上昇)が認められたため、当該液位計を点検・修理。	GⅢ	